

業務指示書

2018年度案件別外部事後評価：パッケージⅡ-5（トンガ、パプアニューギニア、東ティモール）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年7月11日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年7月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 以下の者については、競争への参加を認めません。

別添【事後評価業務における排除者条項】を参照

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：事業評価に係る各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／プロジェクト評価1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：事業評価に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年7月20日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写7部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

※本案件は旅費(航空費)を本見積もりに含めます。詳細は指示書第3「別紙1」をご参照ください。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TOP1=48.728410 円、PGK1 = 34.131510 円, US\$1 = 110.099000 円, EUR1 = 127.856000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/プロジェクト評価1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.44 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年8月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

2018年度案件別外部事後評価：パッケージⅡ-5（トンガ、パプアニューギニア、東ティモール）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(50.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／プロジェクト評価1	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



【事後評価業務における排除者条項】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、原則、本件調達契約の相手方及び業務従事者になることができません¹。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件にかかる調達（建設を含む）を担当した商社もしくは建設業者、および右会社に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した法人または個人

【注意】

本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）に、参加した者は、本件調査への参加を制限されません。

2. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

3. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記の2. に関わらず本件業務には参加できません。

【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって、評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。そのような場合は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・MM等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて、7月13日（金）12時までに、業務指示書記載の問い合わせ先に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提

¹ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人ではないことを示す追加の説明資料等の提出を求め場合があります。

また利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに業務指示書記載の問い合わせ先に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・MM 等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の軽減・防止策(*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1MM	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の総括・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報のファイアウォールを設ける。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5MM	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例)JVの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5MM	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は総括・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を行わない。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICA に提示願います。

以上

第 2 業務の目的・内容に関する事項

1. 背景・経緯等

JICA では、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府および JICA による当該事業および将来事業における改善を図ること。

なお、技術協力プロジェクトおよび無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了 3 年後、また、有償資金協力 (円借款) 事業については原則事業完成 2 年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため、10 億円以上の事業、または有効な教訓が得られる可能性が高い事業については、外部者による評価を実施している。

2. 業務の目的

本業務は、2018 年度外部事後評価として、DAC 評価 5 項目 (妥当性、有効性、インパクト、効率性、持続性) による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は別紙 2/2 「個別条項」に記載のとおり。

以下 3. ~ 5. にて 3 スキーム (技術協力プロジェクト、有償資金協力 (円借款) 事業、無償資金協力案件) に特有の記述については、対象案件のスキームに応じて参照することとする。

3. 実施方針および留意事項

- (1) 評価のデザイン・報告書作成については、契約締結後に JICA から配付する 2018 年度版の「外部事後評価レファレンス」および「レーティング・フローチャート」¹、JICA HP にて公開している「JICA 事業評価ガイドライン (第 2 版)」²、「JICA 事業評価ハンドブック (Ver.1.1)」³ (これらを総称したものを以下より「レファレンス等」とする) を参照すること。ただし、評価方針・方法について、レファレンス等の内容から変更があった場合は、JICA の指示に基づいて行うこと。
- (2) 本評価の結果得られる提言・教訓は評価分析から導き出されるものであること。また、具体的な記載内容となるよう留意すること。

¹ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2013/ku57pq00001mdodd-att/shiryuu_02.pdf

² https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver.02.pdf

³ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf

ただし、ガイドライン末尾に添付されているレファレンスは必ずしも最新版ではないことに留意。

- (3) 全体の評価方針とともに案件毎の評価の視点・ポイントをプロポーザルにて提示すること。なお、DAC 評価 5 項目のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性調査で補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標の入手方法、もしくはより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。ただし、有効性・インパクトの評価判断にかかり特に定量調査の実施が必要であると JICA が判断し、個別条項において指示する場合は、その具体的な調査手法（代替案含む）について提案することとする。
- (4) 上記(3)のとおり、既存データによる評価判断を基本とすることから、プロポーザルにおいては想定されるその入手方法について具体的に提案すること。

4. 業務の内容

上記「1. 背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「3. 実施方針および留意事項」を踏まえて、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 第一次国内分析（事前準備・分析）

ア. 対象案件概要の整理・分析

既存の文献・報告書等（技術協力プロジェクト：協力準備調査報告書、事前評価調査／詳細計画策定調査報告書、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、プロジェクト完了報告書等、円借款：協力準備調査報告書、事業事前評価表、審査調書、Project Completion Report (PCR)等、無償：協力準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書、完了届、瑕疵検査報告等）をレビューし、対象案件の実績等を整理・分析する。

イ. 現地説明用資料の作成

上記ア.を踏まえて、対象案件ごとに現地調査計画（調査団の構成、全体スケジュール、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料）を作成する。なお、現地説明用資料については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

ウ. 評価方針（案）の検討・作成

レファレンス等に基づき、DAC 評価 5 項目を用いて、対象案件ごとに評価

方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成する。評価判断に必要な定性調査／定量調査を実施する場合は、業務開始後に得た情報も踏まえて、その調査の枠組みについて以下のとおり調査方針（案）に記載する。

【定性調査】調査目的、調査方法、調査対象地（選定方法含）、調査対象者・想定人数、調査項目、

【定量調査】調査目的、調査方法、調査対象地（選定方法含）、調査項目、サンプル調査を実施する場合は想定される母集団、想定されるサンプリングフレーム、サンプリング方法

なお、評価方針（案）については、JICA が契約締結後に提示する事前事後比較表（評価スケルトン）形式とする。

エ. 評価方針の確定

評価方針（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には最低 10 営業日程度（JICA 評価部⇄コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低 10 営業日程度を要する。必要であれば各部コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。

オ. 国内情報収集・整理

評価方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。

カ. 質問票の作成

上記エ. の評価方針に基づき、対象案件ごとに相手国関係者に対する質問票を作成する。質問票については、第一次現地調査の 15 営業日前までに JICA 評価部に提出し、JICA 評価部から JICA 評価部課長名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、現地調査補助員による情報収集、インタビュー調査、質問票による情報収集の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言語のチェックを含む）は、コンサルタントの責任で行う。

(2) 第一次現地調査

現地説明用資料に含まれる現地調査計画に基づき、以下のとおり調査を行う。

ア. 実施機関等および JICA 関係者への現地調査計画の説明・確認

上記の現地説明用資料および評価方針を用いて、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。

イ. 質問票等を用いた情報収集・整理

現地調査計画を含む現地説明用資料および評価方針に沿って、文献・資料収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリング、その実施が想定される場合には定性調査／定量調査等を行う。なお、質問票の回収はコンサルタントが実施する。

ウ. DAC 評価 5 項目に基づく暫定評価

上記イ.より得られたデータ・情報をとりとまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

エ. 暫定的な評価の方向性に関する実施機関等との協議およびコメント取り付け

暫定的な評価の方向性につき、実施機関及び主要関係機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となるよう、実施機関のみならず提言内容の実施者として想定される相手国関係機関や JICA 事務所等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき第一次現地調査中に協議を行う。

(3) 第二次国内分析

ア. IRR（内部収益率）の再計算（＜個別条項＞に記載された該当案件のみ）
現地調査補助員等を活用しつつ、国内及び現地調査にて収集した案件ごとのデータを踏まえて IRR の再計算を行う。その結果は、事前事後比較表（案）に反映する。

イ. 事前事後比較表（案）の作成

現地調査にて収集した案件ごとのデータ・情報および現地調査補助員等を活用した追加の情報収集を評価方針に沿って分析し、その分析結果をもとに対象案件ごとに原則 15 ページ以内の事前事後比較表（案）を作成する。なお、本表は評価結果の骨子として活用することとする。また、所定のレーティング方法に基づき、暫定的にレーティングの付与を行う。

ウ. 提言・教訓の検討

現地調査結果を踏まえて、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言、および、今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

エ. 事前事後比較表の確定

事前事後比較表（案）に対し、JICA 評価部が確認を行う。後述する評価結果検討会の前までに、JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇔コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）を要する。JICA 評価部による確認を行った後、本評価の概要および評価結果の骨子について、事前事後比較表（案）をもとに、JICA 評価部内の評価結果検討会で報告する。同検討会の後 5 営業日以内に同検討会にて議論・確認された結果を事前事後比較表に反映し、事前事後比較表を確定する。なお、暫定レーティングが C または D の場合は、確定後の事前事後比較表を第二次現地調査の最低 5 営業日前に（第二次現地調査を業務従事者が行わない場合は、比較表確定後直ちに）JICA 評価部が事業関係部・事務所と共有する（追加情報の収集が目的であり、コメント等の取り付けは行わない）。

（４） 第二次現地調査

ア. 第二次国内分析を踏まえた追加の情報収集

第二次国内分析を踏まえ、必要に応じた追加の情報収集を実施する。ただし、評価対象案件が無償資金協力事業の場合は、原則業務従事者が現地に渡航しての実査は行わず、業務従事者の指示の下、現地調査補助員が必要に応じて追加の情報収集を実施する。

イ. 関係機関への評価内容のフィードバック

実施機関、相手国関係機関および JICA 事務所等へ評価内容のフィードバックを実施する。ただし、評価対象案件が無償資金協力事業の場合は、フィードバックは、本邦（JICA 本部等）と現地 JICA 事務所を TV 会議等で接続の上、本業務従事者が行うことを想定するが、業務従事者の指示の下、現地調査補助員が現地にて関係機関へのフィードバックを行うことも可とする。

（５） 第三次国内分析

ア. 評価報告書（案）の作成

国内作業、現地調査、評価結果検討会の結果を総合的に分析し、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）を取りまとめ、JICA 評価部に提出する。なお、評価報告書については、JICA が契約締結後にひな形を

提示する。

イ. 評価報告書の確定

評価報告書（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇄コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低 15 営業日程度（JICA 内で計 30 営業日）を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

更に英文（英文以外の言語への翻訳含む場合は個別条項にて別途指定する。）の評価報告書（案）を作成し、JICA 評価部による確認を得る（最低 10 営業日程度）。確認された評価報告書（英文）に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低 15 営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、評価報告書（和文・英文）を確定する。

ウ. 個別プロジェクト教訓シートの作成

上記イ. にて確定した教訓等、類似案件の案件形成や案件管理上、参考となり得る情報・留意点を個別プロジェクト教訓シートとして記載する。なお、個別プロジェクト教訓シートについては、JICA が契約締結後に雛形を提示する。

5. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。提出言語、部数および記載事項については別紙 2/2 に定めるとおり。別紙 2/2 に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

- ア. 現地調査説明用資料
- イ. 評価方針
- ウ. 事前事後比較表
- エ. 評価報告書案
- オ. 個別プロジェクト教訓シート
- カ. その他個々のパッケージにて求められる評価・分析内容
- キ. 評価報告書最終版

なお、外部事後評価レファレンス、評価方針スケルトン／事前事後比較表、評価報告書【（和文・英文）記載要領・ひな形】等にて指定の記載要領に則ること。

(2) 契約における最終成果品

最終成果品として、評価報告書最終版（和文・英文）を後述（3）の仕様により作成し、電子データを保存した CD-ROM のみを提出する（製本版の作成・提出は不要）。提出時期等は、別紙 2/2 に定めるとおり。

(3) 電子化の仕様

上記（2）の最終成果品（電子データ）の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」⁴を参照し、詳細は JICA の指示に従うこととする。

(4) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

⁴ http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務の工程については以下を想定しているが、最終成果品の提出日が業務指示書に記載の提出期限日以前となる場合において、コンサルタントの業務計画に基づいた適切な工程をプロポーザルにて提案することを認める。ただし、第2「4. 業務内容」に示したコメント取り付け期間等に配慮し、現実的なスケジュールを提案すること。また、報告書等の提出時期については、契約交渉時にJICAと協議の上、確定する。

2. 業務実施スケジュール

業務実施スケジュールは、別紙2/2に定めるとおり。

総括業務以外の業務量に関し、現地作業と国内作業の割合については、別紙2/2において特段の定めがない限り、別紙2/2に定める業務量(M/M)のうち、対象1案件あたり2~5週間程度を現地作業に充てることを目安とする。ただし、同一国において複数案件の現地調査を実施する際は工程の効率化が望ましい。

3. 業務量の目途

業務量の目途は、別紙2/2に定めるとおり。

別紙2/2に定める業務量(M/M)と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

4. 業務従事者の構成(案)

- ・ 本業務には、別紙2/2に定める分野の業務従事者を想定している。別紙2/2に定める業務分野についてはそれぞれの分野の担当業務従事者をプロポーザルにて明記すること。
- ・ 総括/プロジェクト評価1については、1名の業務従事者が担当となること。また、総括/プロジェクト評価1は、対象案件全件の品質管理、スケジュール管理等を行うとともに、対象案件のいずれか1件以上の主担当となり、現地調査および国内作業両方を実施することとする。総括による対象案件全件の品質管理、スケジュール管理等の実施方針及び具体的な方法をプロポーザルに明記すること。総括の担当件数については、全体の適切な要員構成を前提として、その業務量から想定される案件数を変更した提案も認める。
- ・ 別紙2/2に定める業務量を目安として業務従事者を追加することを可とする。業務従事者を追加する場合は、その担当業務等をプロポーザルにて提案すること。

- ・ 評価対象者数を増減することは不可とする

5. 定性調査／定量調査の実施

「3. 実施方針および留意事項」に記載のとおり、本業務においては、評価判断は実施機関などから入手する既存データなどから行うことを基本とする。ただし、設定された指標（または代替指標）の検証を既存データのみから行うことが困難と考えられる場合、別紙 2/2 の特記事項にて定性調査もしくは定量調査による情報収集の指示を JICA から行う。想定する調査手法は以下の 2 通りだが、別紙 2/2 に記載する総業務量の範囲内において、プロポーザルにて代替調査手法の提案を行うことも可とする。

(1) 定性調査

事業の効果を定性的に分析するために必要な質的データを収集する調査。調査目的を明確にし、その目的にふさわしい対象と方法（フォーカス・グループ・ディスカッション、キー・インフォーマント・インタビュー等）をプロポーザルにて具体的に提案すること。また、収集する情報については、第三者が同様の調査を行う場合にもその判断を迫るよう再現性を担保することを目指す。

(2) 定量調査

事業の効果を定量的に分析するうえで必要な指標（代替指標）の量的データを収集する調査。実測調査やインタビュー調査において、可能な場合には全数調査、対象が多い場合はサンプル調査を実施することを想定している。サンプル調査を実施する場合は、系統抽出や層化抽出などの無作為抽出法を用いて対象の偏りを防ぐ工夫をし、サンプルサイズについては、比率の精度を 10%（誤差±5%）かつ信頼度 95%を目安とする。なお、インパクト評価のように、事業による純粋な効果を分析するための調査は想定していない。

6. 通訳の配置

本業務に必要な通訳（日本語または英語⇄その他外国語）については、現地備上とし、必要経費は見積に含めること。なお、日本語⇄英語の通訳に係る必要経費は認めない。

7. 現地調査補助員の備上

本業務においては、以下 2 項目の業務に関し現地における補助員（ローカルコンサルタント）の備上を可とする。それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。なお、以下 2 項目に係る現

地調査補助員の備上費のうち、JICA が指示する「定量調査」については別見積として計上する。業務量の目安は別紙 2/2 のとおりとするが、異なる提案をする場合はプロポーザルにおいて説明すること。

(1) 調査補助業務：

- ① 関係者へのインタビューのための実施機関等との調整、既存データ入手や情報収集、インタビュー後のフォローアップ等
- ② 「第3 業務実施上の条件、5. 定性調査／定量調査の実施」に係る業務

(2) データ収集補助業務：上記「第3 業務実施上の条件、5. 定性調査／定量調査の実施」にかかる補助業務（特にデータ収集業務）等

8. 現地再委託

上記7.(1)(2)の項目の業務において、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、上記7.と同様、「定量調査」にかかる現地再委託費は別見積とする。

この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

9. 相手国便宜供与内容

実施機関の情報提供、参加等を想定。

10. 配布資料

別途 JICA より配付される「2018 年度案件別事後評価 プロポーザル作成にかかる資料について」を参照のこと。

11. その他特記すべき事項

(1) 関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談や会議の手配については、原則、コンサルタントが行う。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

以上



第 2 業務の目的・内容に関する事項

- 「2. 業務の目的」でいう本業務対象国および対象案件は以下のとおりとする。

	国名	スキーム	案件名
1	トンガ	無償	マイクログリッドシステム導入計画
2	パプアニューギニア	無償	マダン市場改修計画
3	東ティモール	無償	モラ橋護岸計画

無償：無償資金協力

- 「3. 実施方針および留意事項」に関して、本業務においては、(5)として以下を加える。

(5) 上記対象案件のうち、トンガ「マイクログリッドシステム導入計画」については、複数サイト（2箇所のサイト）からなる案件であるため、現地調査補助員も活用の上、原則全サイトの実査（現状把握）を行うことを想定している。現地調査補助員の活用も含め、サイト実査の方法等についてプロポーザルにおいて提示することとする。

- 「4. (2) 第一次現地調査」でいう「イ 質問票等を用いた情報収集・整理」に記載されている評価判断に必要な定性調査は、以下の1案件でその実施を想定する。

	国名	スキーム	案件名	想定している調査
1	パプアニューギニア	無償	マダン市場改修計画	定性調査

- 上記対象案件のうち、パプアニューギニア「マダン市場改修計画」は、有効性（質の高いサービスの提供）及びインパクト（小売人及び地域住民のニーズに応える）については、既存データで確認される内容と本事

業との因果関係を、定性調査によって分析した上で判断することを想定している。定性調査で収集する情報とその調査方法（調査目的、調査対象者、調査対象地など）を具体的にプロポーザルにおいて提案すること。

○「5. 報告書・成果品等（1）報告書」でいう報告書の提出部数、及び記載事項は以下のとおりとする。

		初稿の提出目安	言語・部数	記載事項
ア	現地調査説明用資料	2018年9月中旬	案件ごとに英文1部・電子版（メール送付可）	<ul style="list-style-type: none"> 調査団の構成 全体スケジュール 現地調査計画（日程、訪問予定先） 案件概要
イ	評価方針	2018年9月下旬	案件ごとに和文1部・電子版（メール送付可）	<ul style="list-style-type: none"> DAC評価5項目に沿った評価方針
ウ	事前事後比較表	2019年1月上旬	案件ごとに和文1部・電子版（メール送付可）	<ul style="list-style-type: none"> 評価方針に現地調査結果を反映したもの（対象案件ごとに原則15ページ以内）
エ	評価報告書案	2019年3月下旬	案件ごとに和文・英文各1部	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の詳述（本文は対象案件ごとに原則20ページ以内）。
オ	個別プロジェクト教訓シート	2019年4月上旬	案件ごとに和文・英文各1部・電子版（メール送付可）	<ul style="list-style-type: none"> 教訓シートを電子データとしたもの。
カ	収集資料	2019年7月上旬		<ul style="list-style-type: none"> 収集した資料（可能な限りデータにして提出すること） 収集資料リスト

○「5. 報告書・成果品等（2）最終成果品」でいう評価報告書（最終版）の提出部数、提出時期、及び記載事項は以下のとおりとする。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	電子版評価報告書	2019年7月上旬	対象案件をまとめて1部とし、CD-ROM3部。ワード版はメール送付可。	<ul style="list-style-type: none"> 評価報告書（最終版）を電子データとしたもの。ワードファイル版も含む。

第3 業務実施上の条件

- 「1. 業務工程」でいう本業務工程の目安は以下のとおりとし、2018年9月上旬から業務を開始することとする。

項目	2018				2019						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
事前準備	□										
現地調査説明用資料	△										
評価方針		□									
関係部 EC ¹		△									
質問票			△								
現地調査			■			■					
国内分析					□		□	□	□	□	□
事前事後比較表					△						
評価報告書								□	□	□	□
関係部 EC ¹									△		
実施機関 FB ²										△	
詳細分析								△			
教訓シート								△			
最終成果品											▲

□ 国内調査 ■ 現地調査

¹ 関係部コメント取り付け ² 実施機関へのフィードバックおよびコメント取り付け

※但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてに業務従事者を配置するものではない。

※2回目の現地調査は現地調査補助員が行う（業務従事者は渡航しない）。

- 「3. 業務量の目途」でいう本業務量の目途は4.79M/M（現地1.84M/M、国内2.95M/M）とする。なお、この業務量には、以下が含まれる。

- 総括の品質管理、スケジュール管理に必要とされる国内0.60M/M程度。
「4.（2）第一次現地調査 イ 質問票等を用いた情報収集・整理」にかかる定性調査に必要とされる合計0.08M/M（現地0.03M/M、国内0.05M/M）程度。

- 「4. 業務従事者の構成（案）」でいう業務分野は以下を想定している。また、以下に記載の格付は目安であり、これを超える格付提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- 1) 総括／プロジェクト評価 1（2号）
- 2) プロジェクト評価 2

- 「7. 現地調査補助員の備上」でいう現地における補助員の業務量は合計で 2.85M/M 程度を目安とする。この業務量には、以下が含まれる。

- 「4.（2）第一次現地調査」でいう「イ 質問票等を用いた情報収集・整理」に記載する定性調査にかかる 0.1M/M。

- 「11. その他特記すべき事項（1）関係者との連絡、（2）安全管理」でいう本業務対象国を所管する JICA 事務所は以下のとおりとする。ただし、事務所により本業務にかかる関与の内容が異なる場合があるため、詳細は JICA 評価部の指示に従う。

対象国	事務所
トンガ	トンガ支所
パプアニューギニア	パプアニューギニア事務所
東ティモール	東ティモール事務所

- 「11. その他特記すべき事項」（6）として以下を加える。

（6）パプアニューギニアでの宿泊料について

宿泊施設は JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則 JICA が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に JICA 事務所と協議すること。パプアニューギニアにおいて以下の都市に宿泊する場合は、JICA の安全基準を満たす宿泊施設が限られ、かつそれらの宿泊料が通常の宿泊料の範囲とは大きく異なることから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算に当たっては同単価を用いること。

#	都市・地域名等	調整単価（円）
1	ポートモレスビー	27,300
2	レイ	22,300
3	マダン	17,300

4	バニモ	17,300
5	マヌス	17,300
6	カビエン	17,300
7	キンベ	17,300
8	ブカノアラワ	17,300
9	マウント・ハーゲン	17,300
10	西部州	17,300
11	ポポンデータ	17,300

なお、上記の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

以 上



(別紙1)

① 本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上して下さい。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意して下さい。

(ア)内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えないのであれば、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能です（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認します。

(イ)旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認めます。打合簿で確認します。

(ウ)変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認めます。

(エ)精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理としますので、経理処理ガイドラインに沿って下さい。

(オ)ただし、経理処理ガイドライン14頁の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外になります（現地購入等は可能ですが、フライトクラスは変更できません）。そのため、見積に関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮する様にして下さい。

(カ)なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項第1号に規定する精算の適用除外になります。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算はできないことに留意下さい。

② 業務実施契約約款第16条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が調整されることがあります。

以上

